

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和5年度の財務監査

福祉部 障がい福祉課、介護保険課
健康・こども部 健康課、保険年金課

2 監査の実施期間

令和5年10月11日から11月22日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

福祉部

(1) 障がい福祉課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、その他雑入に係る納期限設定誤りがあった。

平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 介護保険課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

健康・こども部

(1) 健康課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、行政財産使用料及び保健センター施設使用料（事務室等）について、納期限設定誤りが散見されるとともに、納期限に関する不適切な事務処理が認められた。

契約事務において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の委託の現年分及び繰越明許分について、随意契約における適用条項誤りがあり、休日・夜間救急医療推進事業の委託については、前回監査に続き委託契約書に基づく法定資格者に関する書面による確認を行っていないものがあった。

平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

・備品の管理事務については、良好であると認められた。

・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚市保健センター	良好に管理されていた。

(2) 保険年金課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

ウ その他

○ 要望事項

「3 監査の方法及び監査項目」の内容により監査を実施した結果は、ア及びイで述べたとおりであるが、市から令和5年1月24日に「所得情報連携誤りにより、日本年金機構の障害基礎年金と障害年金生活者支援給付金の算定に誤りが生じ、過払いが発生した」ことが公表された。さらに、令和5年12月1日には「所得情報連携誤りにより、神奈川県後期高齢者医療広域連合が決定する保険料

等に誤りが発生した」ことが公表された。

両事案については、システムのバージョンアップ漏れ等により一部の所得情報が誤って提供されたことが要因で発生したものであり、既にそれぞれシステム改修を実施し、対象者に対して説明及び謝罪をしたところである。

今後、こうした誤りを発生させないために、システム更新に係る作業内容の確認、検証の徹底等、再発防止策を確実に実行するとともに、対象となる市民については、年金の返還や保険料等の追加納付による負担が生じることから、引き続き丁寧な対応に努めるよう要望する。

以 上